



平成27年5月20日

各 位

会 社 名 名工建設株式会社
代 表 者 代表取締役社長 野田豊範
(コード番号 1869 名証2部)
問合せ先 取締役常務執行役員
管理本部長 佐藤武男
T E L 0 5 2 - 5 8 9 - 1 5 0 1

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成27年5月20日開催の取締役会において、平成27年6月26日開催予定の第74回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議致しましたので、下記の通りお知らせいたします。

1. 定款変更の目的

(1) 当社定款第1条の商号のうち、英文表記では長音記号を用いこれを表示しておりますが、一般的な表現にあわせ、表示の統一を図るためのものです。

(2) 社外取締役、社外監査役が期待される役割を十分に発揮できるようにするため、法令の定める範囲内で社外取締役、社外監査役の責任をあらかじめ限定する契約の締結が可能となるよう、第25条（取締役との責任限定契約）及び第31条（社外監査役との責任限定契約）を新設するものであります。

なお、第25条及び第31条の新設につきましては各監査役の同意を得ております。

(3) 上記変更に合わせて条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおり。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成27年6月26日

定款変更の効力発生日 平成27年6月26日



(下線部は変更箇所)

現行定款	変更後
<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 当社は名工建設株式会社と称し、英文ではMEIKÔ CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 (新設)</p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第25条～第29条 (条文省略) (新設)</p> <p>第6章 会計監査人 第30条～第31条 (条文省略)</p> <p>第7章 計算 第32条～第35条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則 (商号)</p> <p>第1条 当社は名工建設株式会社と称し、英文では<u>MEIKO</u> CONSTRUCTION CO., LTD. と表示する。</p> <p>第4章 取締役及び取締役会 <u>(取締役との責任限定契約)</u></p> <p>第<u>25</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第5章 監査役及び監査役会 第<u>26</u>条～第<u>30</u>条 (条文同じ) <u>(社外監査役との責任限定契約)</u></p> <p>第<u>31</u>条 <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 会計監査人 第<u>32</u>条～第<u>33</u>条 (条文同じ)</p> <p>第7章 計算 第<u>34</u>条～第<u>37</u>条 (条文同じ)</p>